

「野洲市みどりの基本条例（案）」について皆さんから意見を募集します。

1. 野洲市みどりの基本条例（案）制定の背景

都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、市町村は緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定めた基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めることができるとされています。

現在の「緑の基本計画」は、合併前の旧野洲町が平成11年3月に、また旧中主町が平成12年3月に策定したものを継承しておりますが、令和2年度（2020年度）に計画の終期を迎えることから、野洲市としての「緑の基本計画」を策定する必要があります。その前段階として基本条例を制定し、条例に当計画を規定することで野洲市が主体的にみどりの保全及び緑化の推進を図ろうとするものです。

※都市緑地法第4条第1項「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。」

2. 野洲市みどりの基本条例（案）の概要

○みどりとは

本条例において「みどり」とは、樹木、草花等の植物並びに樹林地（樹木がまとまって生育している一段の土地をいう。）、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が、単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。）等をいいます。

○条例の目的

本市におけるみどりの保全及び緑化の推進について基本理念を定め、みどりの保全及び緑化の推進に関する事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

○基本理念

市、市民及び事業者が本条例に規定する基本理念に基づきそれぞれの役割を自覚し、次に掲げるようなみどりの機能を生かし、地域の実情に即してまちづくりを進め、将来にわたって継承することを基本理念とします。

① 良好な景観形成に資する機能

- ② 多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖する場所となる等の生態系保全機能
- ③ 水害及び土砂災害の発生を抑制する等の防災機能
- ④ 人々の生活にうるおい及びやすらぎを与え、季節感を感じさせる等、快適な生活環境の向上に寄与するとともに、ヒートアイランド現象、大気汚染、地球温暖化を緩和する等の環境保全機能
- ⑤ 自然若しくは土との触れ合いの場又は屋外スポーツの場となる等のレクリエーション機能

○各主体の役割

基本理念に基づきみどりの保全及び緑化の推進を行うにあたり、以下のとおり市、市民及び事業者の役割を規定します。

- ① 市は、みどりの保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。この施策の実施にあたっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を尊重するとともに、市民等の取り組みに対し支援することに努めます。また、みどりの保全及び緑化の推進について市民等に必要な情報を提供し、公共施設における緑化の推進に努めるとともに、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携及び協力を行うよう努めます。
- ② 市民は、基本理念に基づき、所有し、又は管理する土地あるいは施設において樹木、草花等を植栽し、良好に維持するなど、みどりの保全及び緑化の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するものとします。
- ③ 事業者は、事業活動の実施に当たって、みどりが適正に確保されるよう必要な措置を講じ、基本理念に基づき、地域のみどり豊かな環境が確保されるような社会貢献を行うなど、みどりの保全及び緑化の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策及び市民の活動に協力するものとします。

3. 野洲しみどりの基本計画検討委員会の設置

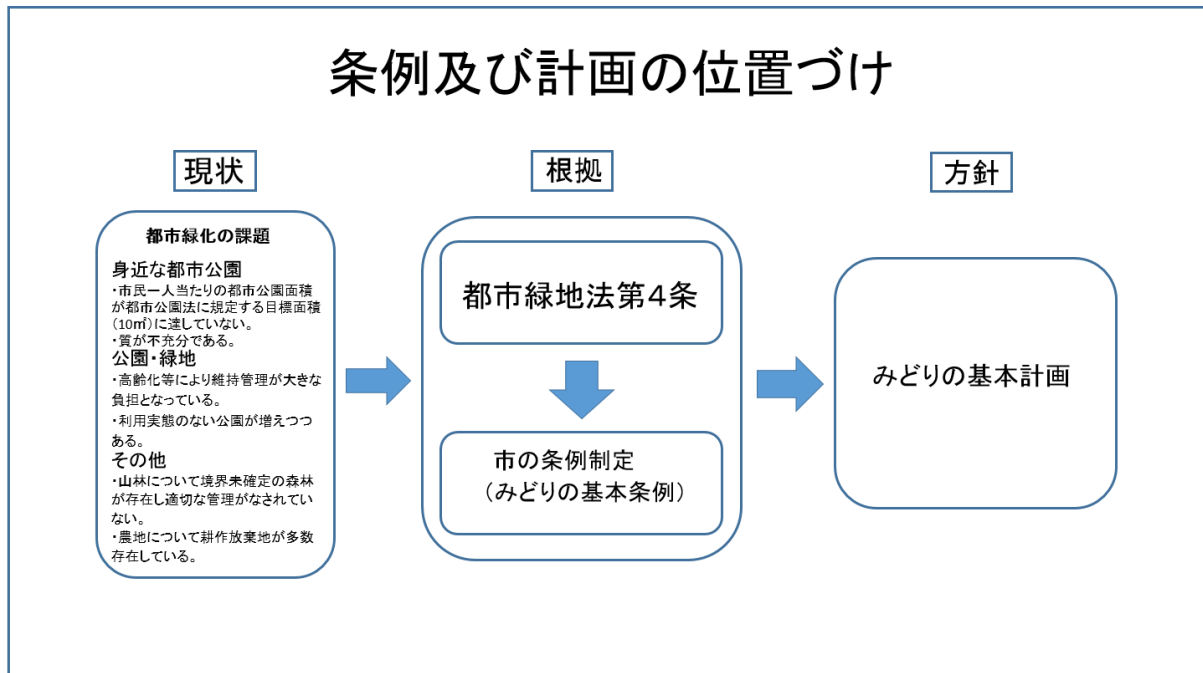
都市緑地法第4条第4項に基づき、市町村は、基本計画を定めようとするときはあらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。このことから、計画に住民の意見を反映させるために委員会を設置することを条例に規定します。

※参考

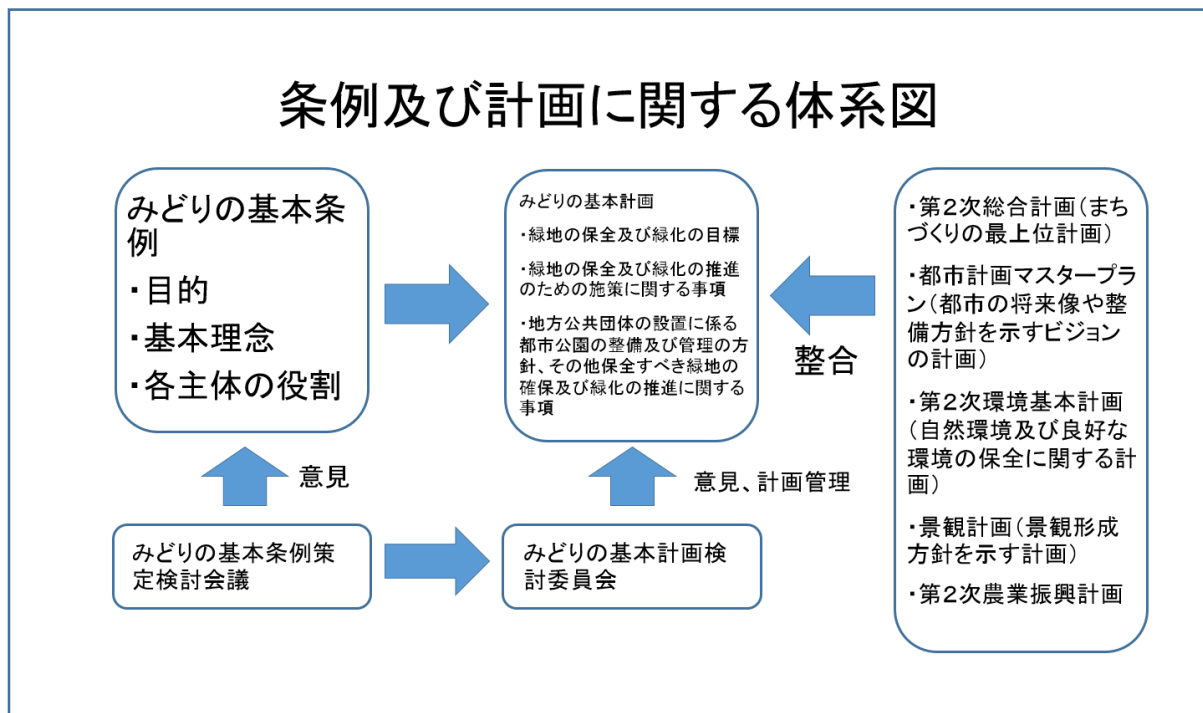
○ヒートアイランド現象

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されています。

条例及び計画の位置づけ



条例及び計画に関する体系図



条例及び計画の策定スケジュール(案)

